

答 申 第 2 9 5 号
令 和 2 年 1 2 月 4 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年11月30日付け岐阜市財税第122号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市は、昭和25年頃に岐阜市鷺山地区の土地（約50,000㎡。以下「鷺山旧市営住宅敷地」という。）を国及び個人から買収し、当該土地に住宅困窮者向けの戸建ての市営住宅を建築し、提供してきた。その後、建物のみを当時の入居者に売却し、現在は、住宅向けの貸付地として管理している。

鷺山旧市営住宅敷地には、買収後に本市に所有権移転登記をしていない土地が存在しており、この状態を解消するため、本市は、平成28年から鷺山旧市営住宅敷地整理事業として、過去に取得済の土地の所有権移転に係る作業等を実施している。

今般、鷺山旧市営住宅敷地内の土地のうち、登記簿の表題登記欄に所有者の住所の記載がない土地（以下「本件土地」という。）について過去の売買を原因とする所有権移転登記を行う予定であり、その申請において、岐阜地方法務局は、登記名義人と売買契約者の同一性を証明する書類として、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書（以下「証明書」という。）の提出が必要であるとしている。

については、条例第10条第2項第6号の規定により、財政部税制課の保有する証明書を岐阜地方法務局に提供するものである。

2 個人情報を提供する対象の土地

本件土地

3 提供する個人情報

ア 納税義務者の氏名及び住所

イ 代表相続人の氏名及び住所

4 意見

適当なものと認める。